

市民委員会資料

所管事務の調査（報告）

農地法（農地転用許可等）の県知事権限移譲について

資料 農地法（農地転用の許可等）の県知事権限移譲について

参考資料 農地法（抜粋）

経済労働局

平成26年2月13日

1 先行的な権限移譲に至る経緯

- 農地転用の過去の事例
農業振興地域（黒川地区）内農地に大型農産物直売所を建設する際、許可を得るまでに12ヶ月以上の時間を要した
- 理由
 - ・農地法に基づく県知事の許可を受けるための事前相談に時間を要したため
 - ・農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）に基づく農用地除外の県知事同意を受けるための事前相談に時間を要したため

↓

- 権限移譲に対する本市のこれまでの考え方
本市の主体的な土地利用には、農地法の許可事務と農振法の農用地等指定事務の包括的な権限移譲が必要

↓

- 国の権限移譲の動き
農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、平成26年を目途として、地方分権及び農地確保の観点から、農地転用事務の実施主体や国の関与等のあり方について検討を行い必要な措置を講ずる。【閣議決定（平成25年12月20日）】

↓

- 先行的な権限の移譲
農地法と農振法の権限の権限移譲が進まない状況を考慮し、より主体的な農地施策の推進に向け、農地法の許可等の権限を県事務処理特例条例により、平成26年4月から先行的に移譲を受ける

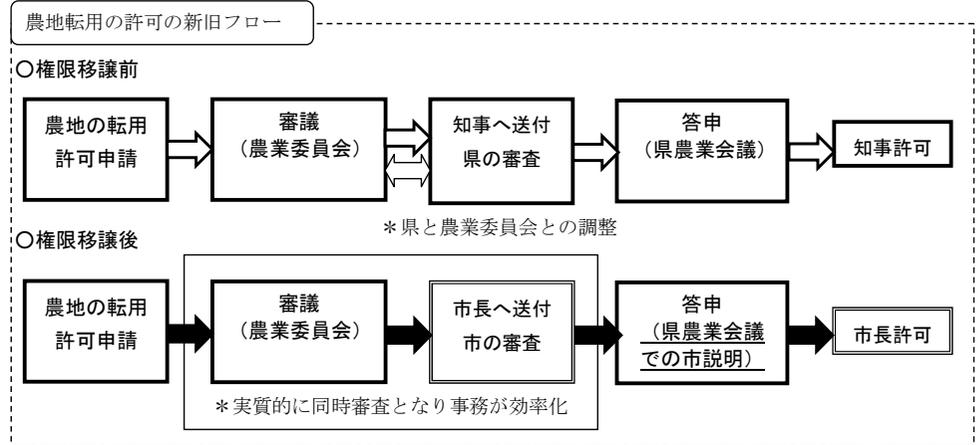
2 移譲を受ける主な権限

移譲の内容	条項	事務の内容
農地転用の許可	第4条	・農地を農地以外の土地にする農地転用の許可（所有権等の権利の移動なし）
	第5条	・農地を農地以外の土地にする農地転用の許可（所有権等の権利の移動あり）
農地中間管理機構の申請に基づく裁定 ※県の農地中間管理機構の設置はこれから	第37～40条	・遊休農地に対する農地中間管理権の裁定（遊休農地所有者と機構とが、賃貸借の協議が整わない場合、機構は県知事に対して農地中間管理権の設定を申請し、知事の裁定により賃借権を得ることができる。）
	第43条	・所有者不明の遊休農地に対する利用権の裁定（機構は、所有者が不明である遊休農地について、県知事に対して利用権の設置を申請し、知事の裁定により遊休農地の利用ができる。）
違反転用に対する処分	第51条	・第4条及び第5条の農地転用許可の取り消し ・工事等の停止命令 ・原状回復命令及び代執行

3 権限移譲に伴う効果

県の関与が一部なくなることにより、次のような効果が想定される。

- ① 国の転用許可基準等に則りながらも、個々の案件に応じた運用が可能となる
- ② 違反転用等に対する指導等について、画一的なものではなく、違反案件ごとにきめ細かい指導などが可能となるほか、農業委員会との連携が強化
- ③ 県の介在がなくなることによる一部事務の効率化



*参考 農地転用許可の申請状況

	H20	H21	H22	H23	H24
川崎市	8	5	7	10	4
横須賀市	27	14	13	14	9
横浜市	190	132	115	105	134
相模原市	169	128	123	91	121

4 今後の取組

農地法（農地転用の許可等）の権限移譲後の想定される取組

- ① 農地転用事務執行のための本市独自の「農地法関係事務提要」等の作成
 - ② 違反転用対策業務（原状回復命令・代執行等）の実施基準・執行体制・予算措置の検討と庁内合意、市民合意の形成
 - ③ 行政処分等を実施する裏付けとなる農振地域における農政のより一層の推進と是正後の土地利用の検討
- *農振法の権限移譲については、引き続き国等に要望していく。

農地法（抜粋）

第4条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可（中略）を受けなければならない。

第5条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（中略）にするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可（中略）を受けなければならない。

第37条 農業委員会が前条第1項の規定による勧告をした場合において、当該勧告があつた日から起算して二月以内に当該勧告を受けた者との協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、農地中間管理機構は、当該勧告があつた日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該勧告に係る農地について、農地中間管理権（中略）の設定に関し裁定を申請することができる。

第38条 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、農林水産省令で定める事項を公告するとともに、当該申請に係る農地の所有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

第39条 都道府県知事は、第37条の規定による申請に係る農地が、前条第1項の意見書の内容その他当該農地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き農業上の利用の増進が図られないことが確実であると見込まれる場合において、農地中間管理機構が当該農地について農地中間管理事業を実施することが当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、農地中間管理権を設定すべき旨の裁定をするものとする。

第40条 都道府県知事は、前条第1項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農地中間管理機構及び当該裁定の申請に係る農地の所有者等に通知するとともに、これを公告しなければならない。当該裁定についての審査請求に対する裁決によつて当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

第43条 農業委員会は、第32条第3項（略）の規定による公示をした場合において、第32条第3項第3号（略）に規定する期間内に当該公示に係る農地（略）の所有者等から同条第3項第3号の規定による申出がないとき（略）は、農地中間管理機構に対し、その旨を通知するものとする。この場合において、農地中間管理機構は、当該通知の日から起算して四月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該農地を利用する権利（略）の設定に関し裁定を申請することができる。

第51条 農林水産大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「違反転用者等」という。）に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第4条若しくは第5条の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置（以下この条において「原状回復等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

- 一 第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に違反した者又はその一般承継人
- 二 第4条第1項又は第5条第1項の許可に付した条件に違反している者
- 三 前2号に掲げる者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負つた者又はその工事その他の行為の下請人
- 四 偽りその他不正の手段により、第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者

※第37～40条、43条は未施行（平成25年12月13日制定）